

飲食店への時短要請

期間

令和3年10月1日（金）～10月21日（木）

対象

県全域

要請内容

区分	認証店（*1）	非認証店
営業時間	5～ 21時	5～ 20時
酒類提供	11～20時半	自粛 〔但し、一定要件（*2）を 満たす場合は 11～19時半 〕



（*1）「新型コロナ対策適正店認証制度」の認証店。

但し、令和3年9月30日までに県に認証の取得申請を行っている店舗を含む（本県独自）

10月1日以降に認証申請を行う店舗は、認証取得日に認証店として取り扱う。

（*2）①アクリル板の設置 ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の奨励 ④換気の徹底 ⑤入店案内4人以内

※ 飲食店へは、上記（営業時間、酒類提供）のほか、カラオケ設備の利用自粛も要請

協力金（単価/日）

中小企業：2.5～7.5万円

大企業：上限20万円